

## 遠野物語ファンタジー制作委員会規約

(名 称)

第1条 この会は、遠野物語ファンタジー制作委員会（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会は、地域文化の発展と市民運動を連携した文化活動事業を行うことを目的とする。

(構 成)

第3条 会は、前条の目的に賛同する団体及び個人をもって構成する。

2 賛同する団体は、遠野市芸術文化協会、遠野市民センター、遠野市教育委員会、遠野市校長会、遠野市内高校代表、株式会社遠野テレビ、遠野市ふるさとづくり市民会議、その他会が必要と認める団体とする。

(事 業)

第4条 会は、第2条の目的に基づき、賛同する多くの市民等の参加により、遠野に伝わる民話や歴史を後世に伝承するため、これを題材に劇化し、一般公演する事業を行う。

(委員及び役員)

第5条 委員は20名程度とし、第3条の団体の代表者、選出者及び目的に賛同する市民等をもってあてる。

2 会に次の役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 委員長  | 1名 |
| (2) 副委員長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 監事   | 2名 |

(役員の仕事及び任期)

第6条 役員は、委員の互選とする。

2 委員長は、会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、会の出納を監査し、その結果を会に報告する。

5 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第7条 会議は、委員長が必要の都度これを招集する。

(顧問及び相談役)

第8条 会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

(事務所)

第9条 事務所は、市民センターに置く。

(経費)

第10条 事業の経費は、助成金、補助金、事業収入のほか、必要に応じ、賛同者、参加者から徴収する会費をもってあてる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他必要事項)

第12条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度において決定する。

附 則

この規約は、昭和58年12月26日から施行する。

この規約は、平成4年1月24日から施行する。

この規約は、平成7年7月5日から施行する。

この規約は、平成12年6月6日から施行する。

この規約は、平成17年6月2日から施行する。

この規約は、平成19年5月8日から施行する。

この規約は、平成20年4月23日から施行する。